

いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示

石狩後志海区漁業調整委員会指示第2号

石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域において、いかなご又はおきあみをとることを目的とする漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第60条の規定に基づく共同漁業権漁業及び北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条の規定に基づく知事許可漁業を除く。以下「この漁業」という。)の操業について、漁業法第120条の規定に基づき次のとおり指示する。

令和6年12月12日

石狩後志海区漁業調整委員会
会長 濱野勝男

1 指示区域

石狩振興局・後志総合振興局管内共同漁業権漁場区域内とする(別記のとおり)。

2 操業の承認

この漁業の操業をしようとする者は、石狩後志海区漁業調整委員会(以下「本委員会」という。)に、いかなご・おきあみ漁業承認申請書(別記第1号様式)を提出し承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度、前項1の指示区域内において、この漁業を操業した実績を有する者。
- (2) 前項(1)に定める者のほか、本委員会が事情やむを得ないものと認めた者。

4 小型定置網漁業等の保護

小型定置網漁業、定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から300メートル以上離れて操業しなければならない。

5 漁獲物の陸揚げ

この漁業の承認を受けた者は、承認証(別記第2号様式)に記載された陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

6 操業期間

令和7年2月1日から令和7年6月30日まで。

7 承認証等の携帯義務

この漁業の承認を受けた者は、操業に際し承認証を携帯するほか別記第3号様式による船体表示をしなければならない。

8 操業協定の締結

承認を受けた者は、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。

ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると本委員会が認めた場合はこの限りではない。

9 指導事項の遵守

前各項に定めるもののほか、本委員会がこの漁業の操業に関し、必要な事項を指摘したときはこれに従わなければならない。

10 漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、漁業終了後速やかに漁獲成績報告書(別記第6号様式)を本委員会に提出しなければならない。

11 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

附 則

この指示は、令和6年12月12日から施行する。

石狩振興局・後志総合振興局管内共同漁業権漁場区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20及び基点第20号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第1号	増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号	石狩市浜益区と厚田区の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第3号	国土地理院三角点知狩から224度55分45秒245.74メートルの点
基点第4号	国土地理院三角点樽川から242度36分33秒468.64メートルの点
基点第5号	北海道水産林務部三角点水T4から53度24分50秒333.87メートルの点
基点第6号	小樽市と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第7号	余市町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第8号	北海道水産林務部三角点水15
基点第9号	国土地理院三角点幌武意から328度32分56秒77.03メートルの点
基点第10号	国土地理院三角点武威ノ岬から93度33分43秒2,571.26メートルの点
基点第11号	北海道水産林務部三角点水T2
基点第12号	積丹町と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第13号	神恵内村と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第14号	泊村大字盃村と大字泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第15号	岩内町と蘭越町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第16号	国土地理院三角点弁慶岬
基点第17号	寿都町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第18号	島牧村字豊浜と字大平の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第19号	北海道三角点N35
基点第20号	島牧村とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点1	基点第1号から297度10分00秒20,000メートルの点
点2	基点第2号から272度00分00秒20,000メートルの点
点3	基点第3号から307度30分00秒30,000メートルの点
点4	基点第4号から332度30分00秒32,000メートルの点
点5	基点第5号から352度30分00秒20,000メートルの点
点6	基点第6号から357度30分00秒20,000メートルの点
点7	基点第7号から8度00分00秒20,000メートルの点
点8	基点第8号から359度00分00秒20,000メートルの点
点9	基点第9号から352度30分00秒20,000メートルの点
点10	基点第10号から327度30分00秒20,000メートルの点
点11	基点第11号から312度30分00秒20,000メートルの点
点12	基点第12号から296度30分00秒20,000メートルの点
点13	基点第13号から247度30分00秒10,900メートルの点
点14	基点第14号から247度30分00秒10,900メートルの点
点15	基点第15号から287度30分00秒10,900メートルの点
点16	基点第16号から352度30分00秒10,900メートルの点
点17	基点第17号から310度37分00秒10,900メートルの点
点18	基点第18号から322度30分00秒10,900メートルの点
点19	基点第19号から322度30分00秒10,900メートルの点
点20	基点第20号から297度30分00秒10,900メートルの点